

# 区政会館 だより

No.432  
令和8年3月



農業体験農園

巻頭特集

未来への取り組み  
~23区の未来図~

第22回 練馬区



練馬区の都市農業



みどりの風 練馬薪能

「誰もが安心して心豊かに  
暮らせるまち練馬」を  
未来の世代へ



特別区長会事務局  
特別区議会議長会事務局  
特別区人事・厚生事務組合  
公益財団法人特別区協議会  
東京二十三区清掃一部事務組合  
特別区競馬組合

未来への取り組み  
~23区の未来図~

第22回 練馬区

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち練馬」  
を未来の世代へ

練馬区は、都心の近くに立地しながら、武蔵野の面影を伝える屋敷林や住宅街の中に広がる農地、四季折々の花咲き誇る公園など、多様なみどりが点在する住宅都市です。今後は、実現に向けて大きく前進した大江戸線の延伸を基軸として、「みどり」や「文化」など、区民生活をより豊かにする施策を推進していきます。

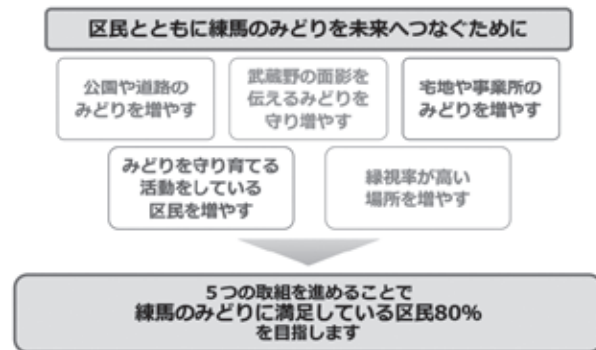
未来の世代へ「練馬区のみどり」

「練馬のみどり」に満足している  
区民80%を目指す

練馬区では、練馬のみどりを未来へつなぐために、「練馬区みどりの総合計画」（以下、総合計画）を策定しています。公園や樹林地の整備、都市農地の保全、区民協働によるみどりの活動など、区民とともに豊かな練馬のみどりを守り育てる取組を続けていきます。

練馬のみどりに満足している区民の割合80%を目指して、魅力あるみどりの保全と創出に向け、取組をさらに充実させていきます。

30年後（令和30年度）の目標



「練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）」より



落ち葉クラフト



モルック大会

区民団体が実施！  
「ねりまの森こどもフェスタ」

練馬区では、総合計画に基づく取組の1つとして、みどりを守り育てる機会を高め、区民との協働を更に進めています。イベントの開催などにより、みどりの魅力を伝える情報発信を強化しています。

令和6年度から開催している「ねり

まの森こどもフェスタ」（以下、こどもフェスタ）では、区内の憩いの森や緑地を区と協働で管理している区民団体が、それぞれの場所の特性を活かしたイベントを行っています。

落ち葉遊びや腐葉土作り体験、森の素材を活用したワークショップなど、子ども向けの企画が盛りだくさん。こ



草木染めワークショップ



落ち葉遊び

どもフェスタをきっかけに、会場である憩いの森や緑地に初めて来たという方も多く、来場者にとっても区民団体にとっても好評のイベントとなっています。

### 初開催！「みどり」の魅力伝える 総合イベント「ねりまみどりフェスタ」

今年（2026）3月22日には、「ねりまみどりフェスタ」を、都立光が丘公園で初めて開催します。区内で毎年開催している練馬こぶし HALF MARATHON と同日開催で、みどりを守り育てる区民団体の取組紹介のほか、クラフト工作や園芸ワークショップ、生きもの観察会など、みどりや生きものに直接ふれられるさまざまなコンテンツを用意しています。

出展団体は、こどもフェスタにも参加している区民団体のほか、練馬環境造園協会、練馬区植栽管理相談協力店など17団体を予定。さまざまな遊びや体験などを通じて、子どもも大人も一緒に楽しみながら、みどりの魅力を感じられるイベントです。



### みどり×文化 「みどりの風 練馬薪能」

「みどりの風 練馬薪能」は、練馬区の豊かなみどりと伝統文化を連携させた、区の魅力をさらに高めるイベントです。毎年9月に開催し、昨年で9回目を迎えました。練馬区名誉区民であり、人間国宝でもある狂言師の野村万作氏・萬斎氏親子をはじめ、重要無形文化財総合指定保持者の梅若紀長氏・

その息子の志長氏のほか、練馬区にゆかりのある能楽師が多数出演。深い緑が広がる石神井の森を背景にした風趣あふれる公演が人気で、抽選チケット購入による観覧のほか、だれでも無料



狂言「樋の酒」

で楽しめる大型ビジョンによる生中継も行っています。

万作氏が練馬区に住まいを構えたことをきっかけに練馬文化センターのこけら落とし公演が上演され、以後定期的に狂言公演が開催されたこと、万作氏が平成23（2011）年に文化センター名誉館長に就任し、文化センター事業として狂言のワークショップを実施している等のつながりから、薪能の開催が実現しました。

薪能の関連事業として、梅若研究会能楽師の方々に講師に招いた「能楽体験ワークショップ」を年3回（7月～9月）開催しています。



能「石橋 大獅子」

# 未来の世代へ「練馬区の都市農業」

## 身近な都市農地を 守り育てる取組

練馬区は、区民生活と融合した生き  
た農業が営まれています。23区の中で  
農地が一番多く、23区にある農地の約  
4割が練馬区にあります。都市に農地  
を残すことは容易ではありませんが、  
農業者の努力と区民の理解のもと、農  
地が受け継がれてきました。

とはいえ農業者の高齢化や後継者不  
足等により、農地面積は年々減少傾向  
にあります。練馬区ではこうした課題  
に対応するため、様々な施策に取り組  
んでいます。その一例として、都市農地  
貸借円滑化法（正式名：都市農地の貸  
借の円滑化に関する法律）による貸借  
制度を活用し、農地を貸したい方と借  
りたい方をマッチングして貸借に結びつ  
ける取組を行っています。令和6年度  
から実施している農業者全戸訪問事業  
（3か年かけて区内全農業者を訪問し  
営農状況を把握する取組）などを活用  
して貸借の意向を把握し、これまでに  
貸借を成立させた件数は、23区内で最  
も多い30件。あわせて、新規就農者を

育成する研修機関

（東京農業アカデ  
ミー）との連携に

よる新たな担い手

の確保などにも努

めています。令和

7年度は、アカデ

ミー修了生と農業

者との貸借のマッ

チングを行い、23

区初の区内就農につ

なげることができま

した。練馬区では

引き続き、様々な

施策を通じ都市農

地の保全に向けて

取り組んでいきます。



練馬区の畑の風景



▶採れたての農産物を  
楽しめる直売所



◀収穫体験の様子

## 農園主の指導で作物を作る 練馬区発祥の農業体験農園

練馬区では、区民が農業に親しむ取  
組を積極的に行っています。区内に現  
在17園ある農業体験農園（以下、体験  
農園）は、平成8年度から始まった練  
馬区発祥の畑の学校で、農園主が自ら  
の畑で耕作の指導を行います。利用者  
は農園主の指導を受けながら、種まき  
や苗の植付けから収穫まで、一連の農  
作業を体験できます。決められた区画

で様々な品目の作物を作り、ご近所に  
配るほどたくさんの方が収穫できま  
す。体験農園でノウハウを学び、その  
後、自ら耕作ができる区民農園を利用  
して耕作を実践する方もいます。  
農業体験農園は、「利用者」と「農業者」  
「利用者」と「利用者」の交流の輪が広  
がり、コミュニティの形成につながっ  
ています。



農業体験農園利用者の皆さん



当日の会場の様子



ワークショップを体験した来場者

## 全国から32自治体に参加！ 「全国都市農業フェスティバル2025」

「全国都市農業フェスティバル」は、都市農業の魅力や可能性を全国の自治体と一体となって発信し、都市農業の理解促進と更なる発展につなげていくために開催しています。

令和5（2023）年に初開催し、令和7（2025）年11月には2回目となる「全国都市農業フェスティバル2025」を開催しました。

フェスティバル2025は、都市農業に積極的に取り組む全国32の自治体

が参加し、「買う」「食べる」「体験する」「話す・学ぶ」をテーマに、練馬区や参加自治体の農産物・特産物の販売に加え、キッチンカーではそれらを使用したメニューを提供しました。

また、農業者を講師としたワークショップや農業者とゲストによるトークライブを行い、開催2日間合わせて約7万5000人が来場し、大盛況のイベントとなりました。引き続き、練馬区が全国の先頭に立って、都市生活に新たな豊かさをもたらす都市農業の魅力と可能性を全国に発信し、都市農業を盛り上げていきます。

もっと前に！ もっと豊かに！

## もっともっと発展する練馬区！

## 大江戸線の延伸

「大江戸線延伸—沿線まちづくりデザイン—」[イメージ]



人口が75万人を超え、今後も増加が見込まれる練馬区は今、更なる発展の時を迎えています。

大江戸線の延伸は、都内はもとより東京圏全体が更に発展するために欠かせない事業です。練馬区においても鉄道空白地域を改善し、多くの事業効果をもたらすものであり、必ず実現しなければならない事業です。

東京都は、大江戸線を練馬区北西部まで4km延伸する計画の事業化に向けた検討結果を公表しました。2040年頃の開業を想定し、練馬区の財政負担など一定の条件のもとで、課題であった収支採算性が確保できる見込みとしており、実現に向けて大きく前進しました。

延伸の実現に向け、練馬区は地元自治体としての役割を果たすため、大江戸線延伸推進基金の積み増しや、延伸後のまちの姿を示す「大江戸線延伸—沿線まちづくりデザイン—」の策定を進めています。

今後は、実現に向けて大きく前進した大江戸線延伸を基軸として、福祉医療サービスを更に充実し、文化・スポーツ・みどりなど、区民生活をより豊かにする施策の実現に取り組んでいきます。これによって、「子どもから高齢者まで、誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」として、練馬区の可能性を花開かせていきます。

# 令和8年度都区財政調整協議まとまる ～交付金総額 約621億円（4.8%）の増～

## 財調協議の概要

### ◆協議の特徴

昨年の12月2日から始まった令和8年度都区財政調整協議は、本年2月3日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回は、物価高騰の経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となりました。

具体的には、都区間の配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映、高校生等医療費助成事業費、副食費の無償化（保育所等）、基準財政需要額

のあり方などの特別区相互間の財政調整が、協議の中心となりました。

区側は、現在の社会経済状況への対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実に加え、改善・縮減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、副食費の無償化など、一部の課題については協議が整いませんでした。一方で、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、23区間で主体的に調整して提案した事項の相当程度を反映することとなりました。

### ◆財調上の諸課題の協議

引き続きの課題である都区財政調整上の諸課題については、以下のような協議が行われました。

#### ○特別交付金

##### 《交付率の変更等》

特別交付金の算定の予見性、透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、実態に合わせた交付率の変更や交付率の引上げ目安の作成等の算定の改善を提案しました。

これに対し、都側は、交付率の変更の検討に当たっては、景気後退時の調整税等の減収局面も考慮する必要があり、単に直近の実態のみをもって行うべきではない。交付率の引上げは、あらかじめ目安を作成し明示するものではない

と主張し、協議不調となりました。

#### 《「C-1」の算出方法の変更》

算定項目「C-1 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、実績額による算定に見直すことを提案しました。

これに対し、都側は、現行の算出方法が、各区の事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、実績額による算定に変更すべきではない。昨今の建築資材の高騰等による影響については、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと主張しました。

表1 令和8年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定	7項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○おくやみコーナー運営事業費</li> <li>○高齢者見守り推進事業費</li> <li>○子供食堂推進事業費</li> <li>○高校生等医療費助成事業費</li> <li>○予防接種費（带状疱疹）</li> <li>○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））</li> <li>○【小・中学校費】学校職員費（校内別室指導支援員）</li> </ul>	
2. 算定改善等	29項目
<p>&lt;算定充実&gt; 9項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画事業費</li> <li>○公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）</li> <li>○共同生活援助等事業費</li> <li>○子ども医療費助成事業費</li> <li>○母子保健指導費（両親学級）</li> <li>○道路認定事務費</li> <li>○【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）</li> <li>○【小・中学校費】学校法律相談事業費</li> <li>○日本語適応指導事業費</li> </ul> <p>&lt;事業費の見直し&gt; 7項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区民関係等事務費（人権擁護員）</li> <li>○区民関係等事務費（調査委託料）</li> <li>○【投資・密度補正】老人福祉費</li> <li>○予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）</li> <li>○総務管理費（産業医報酬）</li> <li>○【投資・態容補正】まちづくり事業費（防災生活圏促進事業）</li> <li>○【投資・態容補正】まちづくり事業費（都市再生総合整備事業）</li> </ul> <p>&lt;算定方法の改善等&gt; 13項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者選定等経費</li> <li>○区立施設定期点検調査費</li> <li>○第一子無償化への対応</li> <li>○私立保育所施設型給付費等</li> <li>○衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））</li> <li>○予防接種費（高齢者肺炎球菌）</li> <li>○作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）</li> <li>○公衆浴場助成事業費</li> <li>○【態容補正】農業振興経費</li> <li>○私立幼稚園施設型給付費</li> <li>○再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し</li> <li>○公共施設LED灯切替事業に伴う電力消費量の反映</li> <li>○投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映</li> </ul>	
3. その他	2項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別交付金の算定ルールの一部見直し</li> </ul> <p>&lt;財源を踏まえた対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設改築工事費の臨時的算定</li> </ul>	

区側は、特別区の実態を踏まえ、実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であるという考えに変わりはないものの、乖離が生じている現下の状況を看過することもできないため、都側の見解を踏まえ、事業終了年度に申請初年度から事業終了年度までの平均財調単価を基に精算する修正案を提示し、協議の結果、区側修正案に沿って整理されました。

#### ○都市計画交付金

特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保、全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法の改善を求めるとともに、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示等を求めました。

これに対し、都側は、これまでも、各区の都市計画事業の実施状況や課題等を踏まえ、必要な予算額を確保しており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況等を勘案しつつ、適切に対応していくなど従来の主張を繰り返し、踏み込んだ議論に至りませんでした。

### 令和8年度財調フレーム協議

#### ◆財源見直し

財調交付金の財源となる調整税

等は、市町村民税法人分が増となったことなどにより、2兆4106億円、今年度と比べ、991億円、4・3%の増となりました。財調交付金総額は、1兆3604億円、4・8%の増となりました。基準財政収入額は、特別区民税の増などにより、1兆6542億円、今年度と比べ、1446億円、9・6%の増となりました。基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆9330億円、今年度と比べ、2029億円、7・4%の増となりました。

#### ◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

#### ○投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

令和7年度財調協議の投資的経費の見直しで、標準事業規模等を再設定した24施設の維持管理運営費について、区の実態を反映するための算定の見直しを提案しました。

これに対し、都側は、標準事業規模について、投資的経費の見直し時の調査結果と、今回の調査結果で大きな差が見られる施設は、見直しが必要である。また、公園内の公衆便所に係る維持管理経費について、公園維持管理費と一体的な見直しを検討すべきなどと主張しました。

このため、区側は、都側の見解

を踏まえ、標準事業規模について、改めて設定するとともに、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うとする修正案を提示し、協議の結果、区側修正案に沿って整理されました。

市町村民税法人分の増などにより、追加需要算定可能額は最終的に477億円となりました。協議の結果、「共同生活援助等事業費」、「第一子無償化への対応」、「予防接種費（新型コロナウイルス）」、「標準給単価等の見直し」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改

表2 令和8年度都区財政調整（フレーム対比）（単位：百万円、%）

	区分	令和8年度当初見込ア	令和7年度当初見込イ	差引増△減ウ＝ア－イ	増減率エ＝ウ／イ
調整税等	固定資産税	1,540,360	1,515,905	24,455	1.6
	市町村民税法人分	767,871	697,861	70,010	10.0
	特別土地保有税	10	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	102,386	97,720	4,666	4.8
	固定資産税減収補填特別交付金	0	37	△37	-
	計(A)	2,410,627	2,311,533	99,094	4.3
交付額	(A)×56%	1,349,951	1,294,458	55,493	4.3
	精算分	10,437	3,822	6,615	-
	交付金総額(B)	1,360,388	1,298,280	62,108	4.8
	(B)×94%	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8
内訳	基準財政収入額(C)	1,654,228	1,509,674	144,554	9.6
	特別区民税	1,169,339	1,078,926	90,413	8.4
	地方消費税交付金	284,609	251,965	32,644	13.0
	その他	200,280	178,783	21,497	12.0
	基準財政需要額(D)	2,932,993	2,730,058	202,935	7.4
内訳	経常的経費	2,315,782	2,185,005	130,777	6.0
	投資的経費	617,211	545,053	72,158	13.2
	差引(D-C)	1,278,765	1,220,384	58,381	4.8

築経費」・「義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外」の追加算定が行われることになりました。

## 第2回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、2月3日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して吉住健一特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。

都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=9dwcvnhih4>

(特別区長会事務局)

### 表3 都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中で協議となった。

まず、都区間の財源配分に関する事項について、配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、現行の配分割合の下、協議を行ってきた。

次に、特別区相互間の財政調整について、第一子無償化への対応など、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

継続して検討が必要な課題については、引き続き、真摯に協議に取り組んでいく。

また、昨年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、固定資産税について、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、都区の貴重な税源をさらに吸い上げようとする動きが見受けられる。

このような国の動きは、決して看過できるものではない。都区で連携して「不合理な税制改正」に、断固として反対していきたいと考えている。

最後に、都と特別区には安全・安心なまちづくりや少子・超高齢社会への対応など、取り組むべき喫緊の課題が山積しており、都民・区民のために、これまで以上に連携し、東京の未来を共に創り上げていかなければならないと考えている。

今後も都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。



令和7年度第2回都区協議会（令和8年2月3日）

## 東京都知事と特別区長との意見交換会が開催されました

東京都知事と特別区長との意見交換会が2月3日、都区協議会に引き続き東京都庁で開催されました。

「女性活躍の推進について」をテーマとして、公開で実施された意見交換会には、吉住健一会長（新宿区長）、服部征夫副会長（台東区長）、清家愛幹事（港区長）、山田加奈子幹事（北区長）、鈴木晶雅幹事（大田区長）、岸本聡子幹事（杉並区長）、青木克徳幹事（葛飾区長）が出席しました。

はじめに、田中慎一産業労働局長、奈良部瑞枝産業労働局理事から、「雇用・就業分野における女性活躍の推進」に関する施策等について説明がありました。

吉住会長からは、区長会で取りまとめた主な意見や各区の取組みとして、①「再就職に関する支援」について、再就職への不安解消や後押しとなるよう、「再就職支援セミナーの実施」や「スキルアップにつながる支援」等の取組みを実施していること、②「中小企業等への支援」について、「女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の認定制度とそれらに関連した助成」や「区の広報媒体を通じた中小企業の取組み紹介や啓発」といった事業を紹介し、女性が活躍しやすい環境整備に取り組む中小企業への支援を強化していること、③「行政職員のキャリア形成に関する支援」につ

いて、職員が家庭と仕事の両立を図れるよう、キャリア形成に関する組織的な支援が必要であり、女性職員においては、結婚・出産・育児等のライフイベントを踏まえて、自らのキャリアを主体的にデザインしていきけるよう、「キャリアデザイン研修」や「ロールモデルとなる女性との交流会」等を実施している旨を述べました。

これに引き続き、出席区長から、「女性の創業促進」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」、「女性の活躍応援塾」、「再就職に関する支援」、「ジェンダー平等に向けた取組み」、「中小企業へのワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」等、各区の取組みの紹介がありました。

これに対し、知事からは、各区が様々な女性活躍の機会、場を作っていることなど、大変参考になった。ぜひお互いに意見交換、情報共有して、女性活躍の場をより広げて行きたい。全国で初めての女性活躍推進条例もでき、皆様方の意見を十分参考にして、お互いによく活用していくことが、東京全体にとっても、また女性、男性問わず、一人一人にとってプラスになっていくものだと考えている。これからも、ともに東京を世界で一番の都市にしていきたいために頑張っていきたい等の発言がありました。

意見交換会の詳細については、東京都のホームページにて、会議録画映像及び会議録の閲覧ができます。

(特別区長会事務局)

# 全国市長会要望事項 特別区長会案まとまる

## 全国市長会要望の 取りまとめ

国の施策及び予算に関する特別区長会の要望は、特別区特有の課題を除き、全国市長会を通じて要望することとし、毎年要望事項を取りまとめていきます。

令和9年度に向けた要望については、副区長会から下命を受けた企画・財政担当部長会が、各区から提出された要望事項の中から選定し、2月12日の区長会総会で了承されました。（要望事項の概要は、表のとおり。ゴシックは新規事項）

## 今後の予定

今回取りまとめた特別区長会案は、今後、東京都市長会の要望事項と調整し、東京都市区長会案として東京都市区長会総会に諮られる予定です。

その後、全国市長会関東支部総会を経て、6月の全国市長会議で全国市長会要望事項として決定され、要望活動が行われることとなります。

（特別区長会事務局）

### 令和9年度 全国市長会要望 特別区長会案の主な概要

1 災害対策の充実強化について	
(1) 災害対策の充実強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な災害への対策強化（広域避難、災害廃棄物処理、擁壁対策、避難所確保等）に対し、財源も含めた支援を行うこと。</li> </ul>
2 都市行財政の充実強化について	
(1) 地方交付税について	<ul style="list-style-type: none"> <li>大都市圏特有の行政需要等について、都市自治体の実態を適正に基準財政需要額に反映させるとともに、地方交付税総額の確保、及び財源調整・財源保障の強化を図ること。</li> </ul>
(2) 行政のデジタル化の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの標準化に係る経費について、自治体の負担が生じることがないように、標準化が完了するまで、地方交付税によらず、全額国庫負担とすること。</li> <li>地方自治体の内部事務をデジタル化により効率化できる人材確保に向け、人材バンクの創設や財政支援を行うこと。【新規】</li> <li>マイナンバーに付随する自治体側の事務や住民側の手続き等が増加傾向にあることを踏まえ、それらの軽減化を図ること。【新規】</li> </ul>
3 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について	
(1) 不合理な税制改正の是正や新たな制度改正に係る必要な財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間に不要な対立を生む不合理な措置を是正するとともに、市町村税である固定資産税を狙い撃ちにした新たな措置を行わないこと。また、地方財政に影響を与える税制改正や制度改正を行う際には、国の責任において、確実な財源措置を講じ、地方交付税不交付団体を含む全ての自治体に事務負担を含めた影響を与えないこと。</li> </ul>
(2) ふるさと納税制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税制度について、様々な問題に対処するよう制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。特に、寄附金額に対する控除額等についての見直しや、地方交付税によらない財政措置を講じること。また、ワンストップ特例制度については、所得税相当分を国が全額補填すること。</li> </ul>
4 教育行政の充実強化について	
(1) 公立学校施設の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校改築など大規模工事を事業者が安定して受注できるよう、事業者への支援を充実を図ること。また、新增築・改築等大規模改修を含めた改修事業等のため、「公立学校施設整備費負担金」・「学校施設環境改善交付金」の予算を十分確保し、補助率の引上げや地域の実情に即した単価の見直し等、財政支援の拡充を図ること。</li> </ul>
(2) 教育行政の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIGAスクール構想の実現に向け、地域の実情に即して、後年度負担等も含め補助対象を拡充すること。補助に際して地方交付税交付団体・不交付団体によらず等しく財政支援が受けられるよう、制度の見直しや拡充を図ること。</li> <li>学校給食費については、市区町村の運営に影響を及ぼさないよう、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、自治体への負担が生じないように、必要な財源措置等を行うこと。なお、公立中学校についても、同様の措置を講じること。【新規】</li> </ul>
5 福祉行政の充実強化について	
(1) 介護保険制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組を強化するとともに、介護報酬をサービスの実態に即した適切な金額に設定すること。</li> </ul>

(2)	障害者福祉施策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な障害者施策を目指し、市区町村が地域の特性や利用者に必要なサービスを提供できるよう、必要な財源を確保し、市区町村の超過負担が生じないよう、事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。</li> </ul>
(3)	生活保護、生活困窮者対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の生活保護費の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等の必要な経費は、全額国庫負担とすること。</li> </ul>
<b>6 国民健康保険制度の充実について</b>		
(1)	国民健康保険制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。</li> </ul>
<b>7 環境施策の充実強化について</b>		
(1)	廃棄物処理対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、市区町村の負担とされている廃プラスチック類の再資源化に係る経費を事業者が適切に負担するとともに、消費者、事業者及び市区町村が連携してリサイクルを推進できるよう、それぞれの役割分担を明確化すること。</li> </ul>
(2)	地球温暖化対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が行う、太陽光発電システムなどの省エネルギー機器導入に対する助成制度へ財政支援を行うこと。また、「ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業」での補助金申請に関する要件を緩和すること。</li> </ul>
<b>8 都市基盤の整備促進について</b>		
(1)	都市鉄道の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続立体交差事業の早期実現に向けて、関連道路や交通広場等の整備も含め、安定的な財政措置を講じること。また、事業の新規採択における事業評価を便益のみではなく、事業の影響や実施環境を踏まえた総合評価とすること。</li> <li>『「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置づけられた路線』について、早期実現に向け支援策を充実させること。また、収支採算性の判断基準を長期的視点に見直すとともに、鉄道路線の整備に伴う沿線まちづくりを補助対象とするよう制度を拡充すること。</li> </ul>
(2)	自転車等駐車場整備の推進等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車法を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けるとともに、道路管理者等へ有償で貸与している駐車場設置のための鉄道用地について無償貸与とすること。</li> </ul>
(3)	投機目的での不動産転売に対する抑制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住目的の不動産を短期で転売した場合の譲渡所得税の引上げ等、投機目的での転売を抑制する有効な施策を実施すること。【新規】</li> </ul>
<b>9 子ども施策の充実強化について</b>		
(1)	子育て支援策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費助成制度を創設し、所得制限及び自己負担を設けず、0歳児から高校生相当年齢までを助成対象とすること。</li> <li>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたり、保育施設等が安定的かつ円滑に事業を実施することができるよう、事業運営及び人材確保に対する財政支援を拡充すること。【新規】</li> </ul>
(2)	社会的養護経験者の自立支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等を措置解除された者への制度面・財政面での更なる支援を講じること。</li> </ul>
<b>10 経済・観光施策の充実について【新規】</b>		
(1)	観光施策の充実に向けた対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>民泊に係る安全面・衛生面の確保、近隣トラブルへの対応に寄与できるよう、実態に即した法の見直しを行うこと。</li> <li>加えて、自治体側でも厳格に民泊を監督できるよう、民泊制度運営システムの改修に伴う営業日数の管理や、民泊届出の要件へ物件への住宅宿泊事業者の居住履歴を要件に加える等の体制を整備すること。【新規】</li> <li>旅館業法改正により義務付けでなくなった宿泊施設のフロント設置について、非対面では緊急対応等に重大な影響を及ぼす可能性を踏まえ、フロント設置の条例での義務付けを自治体判断で実施できるようにすること。【新規】</li> </ul>
<b>11 多文化共生社会の推進について【新規】</b>		
(1)	外国人の受入れ環境整備と多文化共生社会の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人材の適正な受入れ体制の構築に向け、総合的な対策を早期に実現すること。また、地域日本語教育の体制づくりや相談体制の整備等に関して、十分な財源を確保し、安定的・継続的な財政支援を講じること。【新規】</li> </ul>

# 令和8年度の特別区国民健康保険 基準保険料率が決まりました

特別区長会は、令和8年2月の総会で、統一保険料方式による令和8年度の特別区国民健康保険基準保険料率を策定しました。

## ○経緯

国民健康保険は、平成30年度の制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体として加わり、区市町村が被保険者から必要な保険料を徴収して都道府県の定める納付金を納め、都道府県が保険給付費を区市町村に交付するしくみとなっています。

特別区では、保険料について、平成30年度から、「将来的な方向性（※都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。」という区長会の申し合せ（平成29年11月）に基づき運用しています。※都内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる。

## 令和8年度の算定

### ○子ども・子育て支援金制度の創設

令和8年度から徴収開始となる子ども・子育て支援金分（以下「子ども支援金分」という。）も、統一保険料方式により保険料率を設定します。

### ○賦課総額

保険料率は、都が示す納付金等をもとに保険料として賦課する総額（賦課総額）を設定して算定します。特別区では、平成30年度の制度改正に伴う急激な保険料の負担増に対応するため、独自の負担抑制を実施してきました。

### (1) 納付金組入率について

納付金の全額を賦課総額とはせず、平成30年度は94%を組み入れ、以後、6年間を中途に、毎年度この割合を1%ずつ引き上げることとし、法定外繰入の段階的な縮減をしながら対応してきました。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り引き上げが進まなかったため、令和6年度は、当初から遅れた2年分を延長しました。

令和8年度からは、納付金100%を賦課総額と設定し、納付金組入率による負担抑制は解消されます。

制度上は賦課総額を実際の収納率で割戻して保険料率を算定することとされていますが、保険料率の大幅増につながるため、特別区では収納率を100%と仮定して算定することで負担抑制しています。

### (2) 収納率による割戻しについて

ただし、この負担抑制策は法定外繰入を伴うため、都による都内保険料水準の統一の検討に併せて、将来的に収納率による割戻しの実施時期等を検討します。

### ○賦課割合

保険料は、所得に応じて賦課する「所得割」と、被保険者全員に等しく賦課する「均等割」で構成され、その割合を「賦課割合」といいます。賦課割合は、負担の公平の観点から比率の均衡が求められ、全国での割合を50対50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映することが原則となっています。

令和8年度は、特別区の区域全体で前年度と同じ、所得割58対均等割42の割合を用いることとしました。（子ども支援金分のみ、所得割57対均等割43）

### ○賦課限度額

国の方針に従い、賦課限度額を引き上げ、中間所得層や低所得層の負担を軽減します。

### ○基準保険料率

令和8年度の被保険者の医療費に係る「基礎分」、後期高齢者医療制度に拠出する「後期高齢者支援金分」、介護保険の第2号被保険者の保険料を納付する「介護納付金分」及び新設となった「子ども支援金分」の保険料は、表のとおりとなりました。

介護納付金分の所得割率は、令和6年度から特別区で統一の基準保険料率を示すこととし、令和8年度までを経過措置期間としています。また、子ども支援金分については、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）に係る均等割額は全額軽減となり、子ども以外の被保険者が負担します。（特別区長会事務局）

特別区国民健康保険基準保険料率等（令和8年度と7年度の比較）

	8年度		7年度		対前年度増減
	基礎分	支援金分	基礎分	支援金分	
被保険者数	1,662千人		1,699千人		37千人減
賦課総額	2,584億円		2,594億円		10億円減
賦課割合（所得割：均等割）	58：42		58：42		同割合
所得割率	10.31%	7.51%	10.40%	7.71%	0.09ポイント減
均等割額（年額）	65,200円	2,800円	64,100円	2,690円	1,100円増
1人当たり保険料（年額）	155,447円	47,600円	152,673円	47,300円	2,774円増
賦課限度額	930,000円	17,600円	920,000円	16,800円	1万円増
介護保険第2号被保険者数	609千人		621千人		12千人減
賦課総額	259億円		246億円		13億円増
賦課割合（所得割：均等割）	58：42		58：42		同割合
所得割率	2.43%	2.25%	2.25%	2.25%	0.18ポイント増
均等割額（年額）	17,800円	17,800円	16,600円	16,600円	1,200円増
1人当たり保険料（年額）	42,609円	42,609円	39,565円	39,565円	3,044円増
賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	同額
被保険者数	1,662千人		-		-
賦課総額	70億円		-		-
賦課割合（所得割：均等割）	57：43		-		-
所得割率	0.27%		-		-
均等割額（年額）	1,800円		-		-
18歳以上均等割額（年額）	73円		-		-
1人当たり保険料（年額）	4,227円		-		-
賦課限度額	30,000円		-		-



# オール東京62市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 ～令和8年度事業が決定しました～



イメージキャラクター  
ドングリの精「シーナ」

令和8年度の事業計画一覧	
事業名	主な事業内容
①標準算定手法による温室効果ガス排出量算定の共有化推進	○62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。 ○各市区町村のデータ活用を支援します。
②各団体の実施する事業との連携	○62市区町村の実施事業に、1市区町村100万円を限度として助成します。 ○市区町村の成果をHP「ECOネット東京62」上でPRします。
③ホームページの維持管理・コンテンツの充実	○プロジェクトの取組や62市区町村の環境事業などを紹介するHP「ECOネット東京62」を運営し、事業のPRやCO <sub>2</sub> 削減につながる活動の普及・啓発を行います。
④気候変動対策支援事業	○各自治体の規模や地域特性に応じた事業を実施し、62市区町村が実効性のある取組を推進できるように支援を行います。
⑤オール東京62環境担当者研修会	○市区町村の実情やニーズを踏まえ、複数のテーマを用意し環境分野の知見等に関する研修を行います。 ○情報共有の場の設定、市区町村の職員が参加しやすいリモート方式等の活用を行います。講義、グループワーク等により研修を実施します。
⑥市区町村等主催イベントでのPR、普及啓発展示	○62市区町村等が主催するイベントへの出展等を通じて、プロジェクトのPRやCO <sub>2</sub> 削減につながる活動の普及啓発を行います。

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、平成19年度に東京都内の全62市区町村で立ち上げ、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の主催、(公財)東京市町村自治調査会、(公財)特別区協議会の企画運営にて実施しています。

令和8年度の事業について、2月に開催のオール東京62市区町村共同事業推進会議で決定されました。各事業は、事業効果を高めるため、事業の実施状況や課題等前記5団体で共有し、改善について柔軟に意見交換を行うことにより効果的に実施していきます。

主な事業は次のとおりです。

### ●標準算定手法による温室効果ガス排出量算定の共有化推進

温室効果ガス排出量は、各自治体における地球温暖化防止に関する環境関係の計画策定や地球温暖化防止に関する諸施策を実施する上で、必要不可欠な基礎データです。

本事業にて開発した標準算定手法に基づき、62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。

### ●気候変動対策支援事業

各自治体の規模や地域特性に応じた事業を実施し、62市区町村が実効性のある取組を推進できるように支援を行います。

具体的には、自治体担当者が集い、グループワークを行う意見交換会その他、事務局による先進事例視察、個別の自治体支援や個別相談会を行い、年度末に事例集を作成します。

### ●オール東京62環境担当者研修会

環境分野を取り巻く情勢は年々変化しており、市区町村が環境行政を効果的に推進するためには、担当する職員の能力の開発、資質の向上が従来にも増して重要となっております。このことを踏まえ、環境分野の知見等を基礎自治体向けに整理し、体系的に学ぶ機会として、担当職員向けの研修会

を年間5回程度開催します。

### ●市区町村等主催イベントでのPR、普及啓発展示

プロジェクトの各種事業のPRやCO<sub>2</sub>削減につながる活動の普及啓発を行うため、都内市区町村等と連携し、各団体が主催する住民祭や環境フェア等のイベントにパネルや動画コンテンツ、ワークショップを出展します。

また、環境学習施設や庁舎で行う展示等の際に、希望する市区町村に「PR・普及啓発展示物」の貸出しを行い、プロジェクトの活動を紹介します。

令和8年度は、30回程度の出展を予定していますが、イベント出展によらない普及啓発やプロジェクトのPRにも取り組みます。

みどり東京・温暖化防止  
プロジェクトホームページ  
「ECOネット東京62」  
<https://all62.jp/>

(特別区長会事務局・特別区協議会事業部)

# 「管理職昇任前研修」を実施しました

管理職としての意識の醸成や昇任後の職務に対する不安の軽減を図るため、8月と12月、1月に管理職昇任前研修を開催しました。

8月及び12月の研修は「管理職昇任前研修（基本）」として、管理職に必要とされる知識・能力の習得を目的とした講義や特別区副区長会会長の講話等を2日間で実施し、214名が受講しました。

また、1月の研修は「管理職昇任前研修（演習）」として、ロールプレイング等を3日間実施し、204名が受講しました。内容としては、管理職に求められる「説明・交渉力」、「判断・意思決定力」、「組織、戦略、職員及び事業のマネジメント力」を習得するもので、班討議、ロールプレイング等の演習を行い、管理職としての実践力を醸成しました。

本研修の研修生及び講師の感想を紹介します。

世田谷区子ども・若者部  
子ども家庭課  
子ども・子育て支援担当係長  
島 久美子（研修生）

長期にわたる研修でしたが、あっという間に感じられるほど密度が高く、充実した5日間を過ごすことができました。

基本研修では、専門的な知見と豊富なご経験をお持ちの講師の方々から講義いただいたほか、副区長からの貴重なご講話もいただきました。管理職の実務に直結する内容について、体系的に整理し、

最前線の実情も交えながらご説明いただき、理解を深めることができました。

演習研修では、3日間で3つの課題について、個人研究→班討議→ロールプレイングまたは発表という流れで取り組みました。班討議では、限られた時間内で状況を分析・判断し、意見をまとめることが求められ、職場での意思決定や業務マネジメントにも活きる学びとなりました。ロールプレイでは、組合・議会・住民説明会の場面が設定され、交互に管理職役となつて、本番のような厳しい質問に対応する演習を行い、管理職として持つべき視点やスキルなどを実践



管理職昇任前研修（基本）

## カリキュラム

管理職昇任前研修（基本）		管理職昇任前研修（演習）	
日程	教科目	日程	教科目
8月20日 12月11日	危機管理	1月 7日 1月14日	交渉事例演習（ロールプレイング）
	特別区における労使関係 労使関係における組合の立場		交渉事例演習（ロールプレイング）
8月21日 12月12日	議会対応について 不当要求対応（講義・ロールプレイング）	1月 8日 1月15日	管理職の意思決定（インバスケケットゲーム）、職場のマネジメント（演習）
	特別区の現状と課題 講話		管理職の意思決定（インバスケケットゲーム）、職場のマネジメント（演習） 事業のマネジメント（演習）

的に学ぶことができました。普段接することのない他区の研修生との有意義な交流もあり、これらの貴重な経験を今後の職務に活かし、精進していきたいと思えます。

最後に、本研修のためにご尽力くださった講師や事務局の方々、共に学んだ研修生のメンバーも含め、関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

特別区人事・厚生事務組合  
特別区職員研修所  
教務第1課長  
伊藤 利恵（講師）

本研修は、管理職昇任に向けて求められる知識を習得し、その自覚と心構えを醸成することを目的としています。

基本2日間、演習3日間、合わせて5日間の研修を通所で実施しました。

1月実施の演習では、「交渉事例演習（労使交渉、議会対応、住民説明会のロールプレイング）」「管理職の意思決定・職場のマネジメント」 「事業のマネジメント」について、与えられた事例に対し、個人研究→班討議→発表（クラス共有）を繰り返して行う実践的な内容で実施しました。また、発表の際は研修生同士の質疑応答を行うことにより、さらに議論を深め、対応力等の向上



管理職昇任前研修（演習）発表の様子

を図りました。時間的な制約があり、研修生にとってはかなりハードな研修となりましたが、全ての課題に対し想像力を膨らませ、真剣に取り組む姿勢が見られました。

研修開始直後は緊張した様子が見られたものの、演習が進むにつれ、活発な意見交換が行われる中で研修生同士が区を越えて打ち解け、クラス全体が一つになっていく雰囲気が感じられ、本研修のもう一つの意義、区を越えた「人脈づくり」を積極的に進めようとする姿に講師としても喜びを感じました。

研修最後の研修生全員による決意表明では、今後管理職として区政の一翼を担う覚悟と意気込みが感じられ、頼もしさを感じるとともに胸が熱くなりました。

本研修は、全科目演習というスタミナが必要なカリキュラムなので、本当にお疲れになったことと思います。しかし、主役である研修生一人ひとりが、全ての課題に真摯に、そして積極的に取り組むことで、実りある研修になったと感じています。今後、皆さんが今回の研修で培った知識やネットワーク等を活かし、管理職として新たなステージで自信を持って活躍し、特別区の明るい未来が創造されていくことを心から願っています。

最後になりますが、研修生の皆さん、本当にお疲れ様でした。また、ご協力いただいた全ての関係者の皆様に、改めて御礼申し上げます。

（特別区職員研修所）

# 特別区職員研修所からのご案内

## 5月の研修メニューを紹介します

### ●ピックアップ研修

### 研修名：DX基礎（第1回）

日 時：5月上～中旬（1日間）

※同内容を、6月上～中旬にも実施します。

対 象：係長級以下の職員

内 容：・自治体DXの定義や必要性について  
 ・自治体DX推進に向けたポイント  
 ・自治体DX事例の紹介  
 ・サービスデザイン思考 など

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
<b>専門研修</b>		
まちづくり（基礎Ⅰ）①②	①5/12(火) ②5/15(金)	まちづくり事業関連の職場に初めて配属された職員
医薬衛生新任実務	5/13(水)・5/14(木)	医務・薬事業務に従事する職務経験1年程度の職員
保育・子育て①	5/13(水)・5/14(木)	保育・子育て支援に携わる職務経験1、2年程度の職員
戸籍（初級）①	5/19(火)～5/22(金)	初めて戸籍事務を担当する職員
高齢者保健福祉	5月下旬	初めて高齢者保健福祉に携わる職員
まちづくり（特別講座）	5/29(金)	まちづくりに関連する事業を担当する職員
建築主事養成	5月下旬～6月中旬	一級建築基準適合判定資格者検定の受検を検討している職員及び受検資格（一級建築士試験の合格者）を有する職員
<b>児童相談所関連研修</b>		
児童福祉司任用前講習会・指定講習会①（合同実施）	5/11(月)・5/14(木)・5/15(金)・5/21(木)・5/25(月)・5/26(火)	(1) 児童相談所、こども家庭センター職員 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
司法面接①	5/18(月)・5/19(火)	(1) 児童相談所、こども家庭センター職員 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
こども家庭センター職員（基礎）①	5月下旬	(1) こども家庭センター職員 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 (3) 児童相談所職員 ★こども家庭センター（母子保健機能を担う保健所・保健センター等を含む）に勤務する職員
<b>ステップアップ研修</b>		
思考力・論理構築力向上①	5/12(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
クレーム対応①	5/20(水)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
協働型リーダーシップ①	5/26(火)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員

※紙面の都合上、5月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部6月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>）もご覧ください。（特別区職員研修所）



# 東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 4月開講講座のご案内です！！

## ●身近な社会問題と刑事法入門

【講座コード：2611F001】

日々、メディア等で報道されている刑事事件。そして、その中で「殺人罪」や「傷害罪」などの言葉を耳にする機会が多いことかと思えます。しかし、そのような法律の具体的な内容についてまでは知らない、という方もまた多いことでしょう。

本講座では、刑事事件が起こった際に適用される『刑事法』について解説をし、理解を深めていくことを目的としています。

特に、近年、社会問題として注目を浴び、法改正等も行われているコンテンツを題材としてとり上げながら講義を行っていきます。

本講義では近年社会的に拡大しているキャッシュレス決済に関わる犯罪を素材として、刑事法の考え方の基礎について、少しでも興味を持ち、理解を深めてもらえるような解説を行っていくことを目的としています。

講師：里見 聡瞭 中央大学 法学部 助教

日時：4月4日（土）14：30～16：00（全1回）

受講料：3,000円

場所：オンライン

## ●運輸交通政策の空間的応用一般均衡分析

【講座コード：2611F002】

交通社会基盤整備などの運輸交通政策は、政策が実施された地域のみならず、経済的な相互依存関係を通じて、他地域や他産業部門へ間接的な影響をもたらします。この影響は、現在の事業評価において標準的に導入されている“費用便益分析”のみでは評価することができません。本講義では、このような間接的な影響を包括的に評価可能な空間的応用一般均衡（SCGE）モデルの理論的枠組み、構築方法の基礎、および適用事例について学びます。

- 費用便益分析の限界と空間的応用一般均衡モデルの紹介
- 理論的基礎と適用事例の紹介、簡単な応用一般均衡モデルの設計方法

※本講座は、講師が過去に実施した同名講座とほぼ同じ内容です。

講師：石倉 智樹

東京都立大学 都市環境学部 准教授

日時：4月8日（水）、15日（水）

19：00～20：30（全2回）

受講料：5,000円

場所：飯田橋キャンパス（対面）

\* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

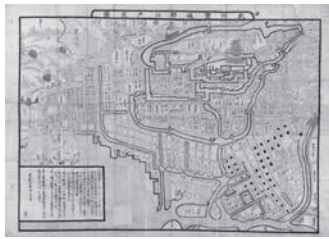
## 「東京都公文書館パネル展示」を開催しています

東京区政会館1階エントランスホールにおいて、東京都公文書館と公益財団法人特別区協議会との共催によるパネル展示「江戸図の系譜」を開催しています。

江戸時代は絵図の作成・普及がおおいに進化した時代でした。中でも、天下の城下町江戸については、さまざまな需要に応えるために多様な形態の絵図が発展し、広く普及していきました。

しかし、そのような絵図の展開過程を一挙にたどることはなかなか難しいものです。

本展示では、完結しなかった残念な切絵図などもご紹介しつつ、都市江戸の発展、都市文化の成熟と関わりながら変化していく絵図のすがたを、系譜的にたどります。幕末に爆発的なベストセラーとなった尾張屋板切絵図に至る江戸図の進化過程を実感いただければ幸いです。



【寛永九年江戸図】

### 【東京都公文書館パネル展示】

#### ●展示期間

令和8年3月10日(火)～5月9日(土)  
(日曜日・祝日を除く)

#### ●展示時間

月曜日～金曜日 9時から20時30分まで  
土曜日 9時から17時まで

※展示期間が変更になる場合があります。(公財)特別区協議会ホームページ等でご確認のうえ、ご来館いただくようお願いいたします。  
(東京都公文書館・特別区協議会事業部)

## 杉並区を「児童相談所設置市」に指定する政令が閣議決定

### 「11区目の特別区児童相談所が開設」

2月10日(火)、杉並区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。

この政令改正を受けて、杉並区は、令和8年11月に児童相談所を開設する予定です。

※特別区における児童相談所の設置状況

令和2年	世田谷区・江戸川区
4月開設	荒川区
7月開設	港区
令和3年	中野区
4月開設	板橋区
令和4年	豊島区
7月開設	葛飾区
令和5年	品川区
10月開設	文京区
令和6年	
10月開設	
令和7年	
4月開設	

(特別区長会事務局)

## 令和8年1月・2月 区長会・議長会の主な案件等

### 特別区長会総会臨時会

1.30

- 令和8年度都区財政調整方針(案)等について
- 固定資産税等の軽減措置について
- 宿泊税の見直しについて

## 特別区長会総会

2.12

- 東北絆まつり2026盛岡の開催について
- 令和9年度全国市長会要望事項の取りまとめについて
- 地方分権改革への対応について
- 令和8年度特別区国民健康保険基準保険料率等の設定について
- 東京都の子供政策について
- 東京二十三区清掃一部事務組合財政推計(原案)について
- 各団体議会等提出予定案件等及び予算概要について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 特別区の障害者目標雇用率の取扱いについて
- 税財政部会の概要について
- 令和8年度特別区長会予算(案)について
- 後期高齢者医療広域連合協議会(1月16日開催)報告について
- 東京都市区長会役員会の概要について
- 東京都区市町村振興協会理事会の概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について
- 令和7年度第2回都区協議会及び都知事と特別区長との意見交換会について
- 特別区全国連携プロジェクトについて

(特別区長会事務局)

## 議長会

2.18

- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について
- 特別区長会調査研究機構 令和8年度事業計画及び収支計画について
- 特別区長会調査研究機構 研究倫理規程の制定について
- 令和7年度第7回公益財団法人特別区協議会理事会議決結果について
- 全国市議会議長会第121回評議員会の概要について
- 市議会議員共済会令和7年度第3回理事会及び第131回代議員会の概要について
- 令和8年度特別区議会議長会の要望活動(案)について
- 議長会研究会(勉強会)について

(特別区議会議長会事務局)

# 令和8年第1回特別区人事・厚生事務組合議会定例会の結果

2月12日（木）に第1回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

## ○予算案件

- 令和7年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第5号）（可決）
- 令和8年度特別区人事・厚生事務組合一般会計予算（可決）
- 令和8年度特別区人事・厚生事務組合経費分担金について（可決）

## ○条例案件

- 特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- 特別区人事・厚生事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- 特別区人事・厚生事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（可決）
- 特別区人事・厚生事務組合保護施設条例の一部を改正する条例（可決）

## ●本定例会で選任同意された人事委員会委員

氏名	就任予定年月日	備考
佐々木敦朗	令和8年4月1日	元消防庁長官（新任）

## ●本定例会で任命同意された教育委員会教育長

氏名	就任予定年月日	備考
佐藤 徳久	令和8年4月1日	台東区教育委員会教育長（新任）

## ●本定例会で任命同意された教育委員会委員

氏名	就任予定年月日	備考
平林 治樹	令和8年4月1日	中央区教育委員会教育長（新任）
長沼 豊	令和8年4月1日	板橋区教育委員会教育長（新任）
高橋 和人	令和8年4月1日	目黒区教育委員会教育長（再任）

## ○契約案件

- 淀橋荘解体工事請負契約の変更について（可決）

## ○人事案件

- 特別区人事委員会委員の選任同意について（同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会教育長の任命同意について（同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について（同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について（同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について（同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について（同意）

## 令和7年度公益財団法人特別区協議会第7回理事会の結果

2月12日（木）に第7回理事会が開かれました。審議結果は次のとおりです。

- 令和8年度事業計画（決定）
  - 令和8年度収支予算（決定）
  - 令和8年度資金調達及び設備投資の見込みについて（決定）
  - 令和8年度資金の管理運用方針について（決定）
  - 公益財団法人特別区協議会研究倫理規程（決定）
- （公益財団法人特別区協議会総務部）

## 令和8年第1回特別区競馬組合議会定例会の結果

2月18日に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

## ＜審議結果＞

- 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例（可決）
  - 特別区競馬組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
  - 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（可決）
  - 令和8年度特別区競馬組合一般会計予算（可決）
  - 令和7年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第1号）（可決）
- （特別区競馬組合議会事務局）

## 令和8年第1回東京二十三区清掃 一部事務組合議会定例会の結果

2月26日に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

### 〈審議結果〉

- 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第4号) (可決)
  - 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算 (可決)
  - 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について (可決)
  - 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
  - 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
  - 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
  - 財産(土地及び建物)の取得について(可決)和解について (可決)
  - 東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例 (可決)
- (東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局)

## 令和8年度 特別区長会予算概要

令和8年度特別区長会予算が、2月12日(木)開催の区長会総会で議決されました。

収入支出予算額は、1億7932万4千円、主な内容は次のとおりです。

### 収入

特別区分担金5865万円、東京都区市町村振興協会助成金1億621万7千円、前年度繰越金1445万6千円、雑収入1千円です。

### 支出

事務局の管理事務経費4826万8千円(事務室使用、ネットワーク共同利用に係る負担金等)、区長会運営経費1億2805万6千円(区長会の会議等の運営310万5千円、特別区の行財政に関する調査研究1051万4千円、国・都等との連絡調整及び区長会・市長会・町村会共同事業1142万円、特別区全国連携プロジェクト事業1億301万7千円)、予備費300万円です。

(特別区長会事務局)

## 令和8年度 特別区議会議長会予算概要

令和8年度特別区議会議長会予算が、1月19日(月)開催の議長会総会で議決されました。

収入支出予算額は2164万6千円で、主な内容は次のとおりです。

### 収入

特別区分担金収入805万円、東京都区市町村振興協会助成金収入640万円、負担金収入219万4千円、前年度繰越金500万円、諸収入2千円です。

### 支出

事務局の管理事務等管理費712万8千円、議長会等運営・区政振興等事業費1120万3千円、予備費331万5千円です。

(特別区議会議長会事務局)

# 特別区人事・厚生事務組合 令和8年度予算概要

令和8年度の特別区人事・厚生事務組合予算は、2月12日（木）に開催された令和8年第1回特別区人事・厚生事務組合議会定例会で議決されました。

本年度予算は、①事業費のみでなく人件費を含めた全てのコストを念頭に、十分な説明責任を果たすことができる内容とすること、②特別区分担金を財源とする事業経費は、できる限り分担金の引上げを抑えられるよう創意工夫を凝らし算定することに重点を置いて編成しました。

予算額は、101億519万9千円、対前年度比7億966万9千円、7・3%の減となりました（表1）。主な理由としては、高浜荘移転改築事業が令和7年度に完了したことに伴う事業費の減が挙げられます。

## ◆歳入◆

主要な財源である特別区分担金は、総額60億1518万8千円、対前年度比4億6480万8千円、8・4%の増です。

各区均等の分担金のうち、人事事務分担金及び厚生事務分担金は増額となりました。人事事務分担金は、I類採用試験（秋試験）における試験区分の追加及び受験可能年齢の引下げ等の試験制度の拡充や人事委員会勧告を受けた人件費の増等、厚生事務分担金は、労務単価や建築資材の高騰による厚

生関係施設再編整備計画に基づく工事費の増等によるものです。教育事務分担金、特別区職員公務災害見舞金分担金、共同研修事務分担金（均等割）は令和7年度と同額を、その他の特別区分担金については、研修参加者数等に連動した額をそれぞれ計上しました（表2）。

都支出金については、路上生活者数や施設定員数に連動した国庫支出金（都を経由して交付）が増となりました。

諸収入については、更生施設の入所者数の増により、受託事務収入が増となりました。

また、厚生関係施設再編整備計画に基づく改築・改修工事経費に充てるため、組合債5億4650万円を計上しました。

## ◆歳出◆

事業別歳出の主な内容は次のとおりです。

○総務管理  
25億3649万2千円（対前年度比 2億7344万8千円、12・1%の増）

一般管理事務に要する経費、人事事務従事職員の人件費及び退職手当を計上しました。人件費の増等により、増額となりました。

○職員研修

4億8514万8千円（対前年

度比 3165万円、7・0%の増）

共同研修の実施及び調査研究に要する経費並びに研修事務従事職員の人件費を計上しました。人件費及び特別区職員ハンドブック改定経費の増等により、増額となりました。

○人事委員会運営  
5億2974万6千円（対前年度比 7273万4千円、15・9%の増）

特別区職員採用試験・選考及び給与調査等に要する経費を計上しました。採用試験制度の拡充及び試験会場借上料の増等により、増額となりました。

表1 令和8年度 特別区人事・厚生事務組合 歳入歳出予算 (単位：千円)

	8年度予算額	7年度予算額	比較増減額	増減率
一般会計	10,105,199	10,901,890	△796,691	△7.3%

表2 令和8年度 特別区分担金 (単位：千円)

	種別	予算額	1区あたり	比較増減額	増減率
均等	人事事務分担金	2,655,764	115,468	230,000	9.5%
	厚生事務分担金	2,817,040	122,480	230,000	8.9%
	教育事務分担金	45,816	1,992	0	0.0%
	特別区職員公務災害見舞金分担金	23,000	1,000	0	0.0%
	共同研修事務分担金（均等割）	129,743	5,641	0	0.0%
その他	非常勤職員公務災害補償分担金	74,189	平均 3,226	5,257	7.6%
	共同研修事務分担金（参加者割）	269,636	平均 11,723	△449	△0.2%
合計		6,015,188	平均 261,530	464,808	8.4%

○厚生関係施設運営

39億36万円（対前年度比 12億5916万9千円、24・4%の減）  
 厚生関係施設の運営及び整備に要する経費並びに厚生事務従事職員の人件費を計上しました。高浜荘移転改築事業の完了に伴う事業費の皆減により減額となりました。

○路上生活者対策

18億8002万2千円（対前年度比 6555万円、3・6%の増）  
 都区共同事業である自立支援事業、巡回相談事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業に要する経費を計上しました。人件費の増に伴う委託料の増により増額となりました。

都区共同事業である自立支援事業、巡回相談事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業に要する経費を計上しました。人件費の増に伴う委託料の増により増額となりました。

○教育事務

6419万7千円（対前年度比 395万1千円、6・6%の増）  
 特別区立幼稚園教員の採用選考、昇任選考、研修事務に要する経費及び教育事務従事職員の人件費を計上しました。人件費の増等により増額となりました。

○組合債元利償還

3億8512万6千円（対前年度比 1360万8千円、3・7%の増）

組合債の元金及び子子の償還金を計上しました。厚生関係施設再編整備計画に沿って実施している改築・改修等工事は、その費用の

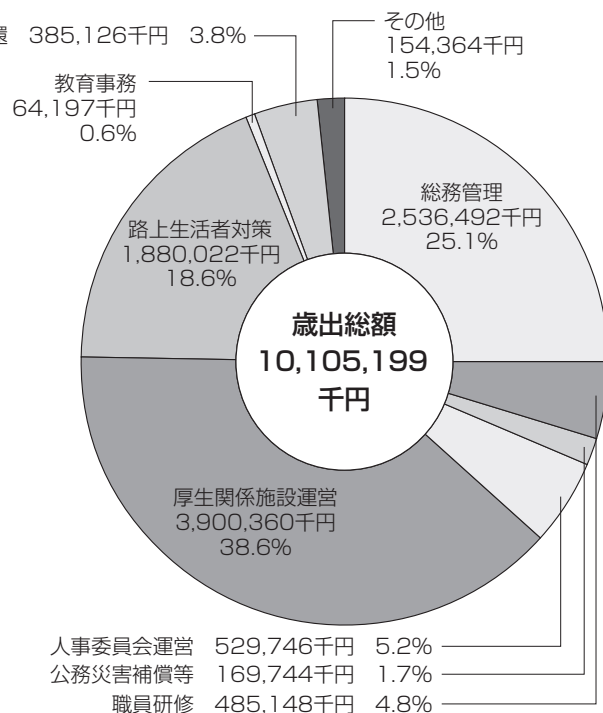
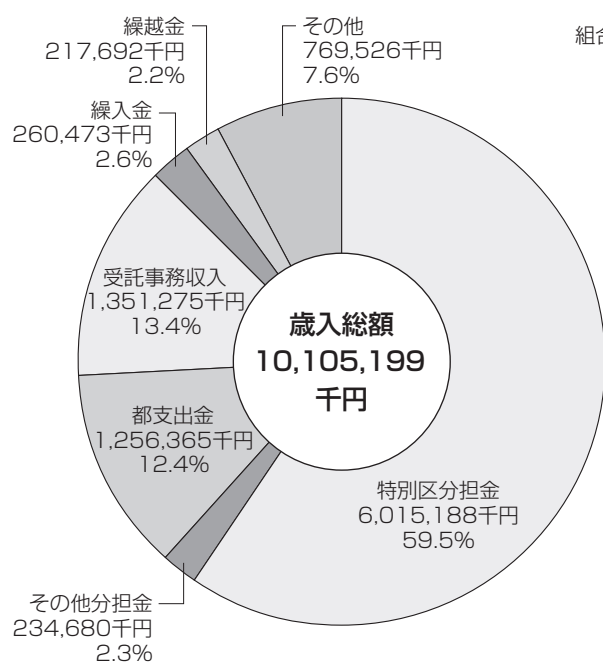
大部分を起債により賄っており、令和7年度及び令和8年度借入分の利子償還金の増により増額となりました。  
 （特別区人事・厚生事務組合総務部）

（単位：千円）

特別区分担金及び歳出額の推移（当初予算比較）

	特別区分担金		歳出	
	予算額	対前年度比	予算額	対前年度比
令和4年度	4,451,263	0.2%	8,169,568	△ 1.1%
令和5年度	4,482,227	0.7%	8,601,348	5.3%
令和6年度	5,156,774	15.0%	8,988,436	4.5%
令和7年度	5,550,380	7.6%	10,901,890	21.3%
令和8年度	6,015,188	8.4%	10,105,199	△ 7.3%

一般会計歳入歳出予算



※構成比は端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

# 公益財団法人特別区協議会 令和8年度予算概要

令和8年度の公益財団法人特別区協議会予算は、2月12日（木）に開催された令和7年度第7回公益財団法人特別区協議会理事会上において令和8年度事業計画とともに議決されました。

本予算は、公益財団法人として健全な法人運営を遂行するとともに、限られた財源の中で前年度の事業の踏襲に留まることなく、時代要請に応じた事業のあり方を検討し、効果的・効率的な事業運営に努めることを基本とし、事業計画に沿って編成しました。

収入総額は20億63万3千円（対前年度比1億3181万4千円の増）、支出総額は21億7152万6千円（対前年度比1億84万5千円の減）となりました（表1）。

支出減の主なものは、普及啓発事業における大森彌先生追悼講演会開催経費等の減で1315万9千円、IT事業経費における庁内システム構築経費等の減で2億1352万1千円です。

## 公益目的事業会計

収入18億2986万8千円  
支出19億8626万6千円

### （公1事業）

特別区の自治に関する調査研究及び普及啓発事業並びに特別区民等の住民福祉の向上に資する知識、教養の普及に関する事業

各区からの分担金（1区あたり50万円）（公財）東京都区市町村振興協会からの助成金及び収益事業等会計からの繰入金等を財源に、以下のような事業を実施します。

#### (1)特別区制度の調査研究事業

今後の特別区のあり方等の検討に関する助言を得るため、特別区制度懇談会を引き続き実施するとともに、特別区制度に関する自主研究等を進めます。

また、特別区長会調査研究機構事務においては、特別区及び地方行政に関わる課題について、各区と連携し、調査研究を行います。

その他、特別区の事務事業に係る法律上の紛争について調査研究し、情報提供します。

#### (2)特別区の自治に関する情報提供事業

特別区自治情報・交流センターに特別区が発行する行政資料、特別区の自治制度や特別区政に関する資料をそろえ、来館者に提供するとともに、東京大都市地域に関する歴史的資料や統計情報についてもホームページ等で提供します。

#### (3)特別区の自治に関する普及啓発事業

都民や特別区協議会議員、都内自治体の職員等を対象に、特別区制度や特別区の課題を中心とした講座、講演会を開催します。

また、東京都立大学との共同事業として、オープンユニバーシティ講座を実施します。

各区や他自治体等の協力を得て、様々な特色や魅力のある事業や施設等を紹介する企画展示を東京区政会館の施設を活用して行います。

特別区全国連携プロジェクトでは、各区や特別区長会と連携し、講演会、魅力発信イベント等を開催します。

その他、特別区政に関する情報を周知するため、各種刊行物を発行します。

#### (4)オール東京62市区町村共同事業

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」共同宣言に沿って、温室効果ガス標準算定手法に基づく各区排出量の算出等を行います。

#### (5)広報事業

当協議会や東京区政会館入居団体の事業を周知するため、「区政会館だより」を毎月発行します。「区政ホームページ」については、当協議会の事業や法人運営等に関する情報をわかりやすく、魅力的に発信します。

その他、地方行政調査会の会員となり、行政データ等を23区に提供します。

### （公2事業）

特別区有物件の火災等による損害の補てん事業

特別区が所有する財産等を対象とする火災共済事業を行います。補てんの対象は、火災、落雷、風水害、雪害及び土砂崩れによる損害で、各区からの保険料収入及び積立金で運営しています。

### （公3事業）

#### 東京区政会館等の管理運営事業

特別区の共同事業の執行及び協議の場としての東京区政会館等の管理運営を行います。経費は、公団体等の入居団体の会館維持費負担金等により賄います。

飯田橋の東京区政会館については、入居団体の適切な負担のもとで長期にわたり安全で快適な執務環境を維持することを目的に、中長期保全計画を踏まえて適切な維持管理を行います。また、情報ネットワーク基盤等を充実させ、情報システム共同利用団体の利便性向上に向けて取り組んでいきます。

九段下の東京区政会館別館については、特別区職員研修所として執務環境を提供するため、管理運営を適切に実施します。

## 収益事業等会計

収入 2億61万1千円  
支出2億381万6千円

### （収1事業）

東京区政会館賃貸事業

商業テナントへの賃貸、地下駐車場の貸付、自動販売機等の設置に係る事業を行います。

(他1事業)

特別区が連携して実施する事務を支援する事業

(1)特別区自治体総合賠償責任保険事業

特別区の施設や業務に起因する事故に対する保険の契約や保険料に関する事務を行います。

(2)自治調整資金立替事業

特別区の職員が職務上の任務に起因して発生した事件の解決に要する費用の一部を立替えます。

(3)軽自動車税受付業務手数料支払受託事業

軽自動車関係団体が各区に代わって行う軽自動車税申告書の受付業務等の手数料について各区の負担金をとりまとめて支払います。

法人会計

収入 1893万4千円  
支出 3022万4千円

評議員会や理事会等の会議開催や監事報酬等の管理経費です。

定時評議員会は年1回(6月)、理事会は年4回開催予定です。

(特別区協議会総務部)

表1 特別区協議会 令和8年度収支予算(資金ベース) (単位:千円)

【収入の部】

会計名	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	1,829,868	1,705,456	124,412	7.3%	○ネットワーク環境再構築に伴う情報ネットワーク負担金の増
収益事業等会計	200,611	161,327	39,284	24.4%	○商業テナント入居に伴う賃料収入の増
法人会計	18,934	11,643	7,291	62.6%	○分担金収入について公益目的会計と折半して収入することに伴う増
内部取引消去	△48,780	△9,607	△39,173	-	
計	2,000,633	1,868,819	131,814	7.1%	

【支出の部】

会計名	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	1,986,266	2,093,394	△107,128	△5.1%	○大森彌先生追悼講演会開催経費等の減 ○庁内システム構築経費等の減
収益事業等会計	203,816	160,282	43,534	27.2%	○公益目的事業会計への繰入金支出の増
法人会計	30,224	28,302	1,922	6.8%	○会議用タブレット借上料等の増
内部取引消去	△48,780	△9,607	△39,173	-	
計	2,171,526	2,272,371	△100,845	△4.4%	

※公益法人会計では、官庁会計で歳入に計上する「繰越金」に相当する資金について、収入予算として計上しないため、収入と支出が同額とはなりません。

# 令和8年度 特別区競馬組合予算概要

令和8年度特別区競馬組合一般会計予算は、2月18日（水）に開催された令和8年第1回特別区競馬組合議会定例会で原案どおり議決されました。

令和8年度の特別区競馬組合は、トゥインクルレース40周年記念事業の実施、5大競走の着実な実施と利用者の獲得、大井競馬場来場者向けイベントの充実と観戦環境の整備の3点を重要振興策として事業を行っていきます。

東京23区への安定的な財政寄与を行うため、不断のコスト削減による効率的な事務執行に取り組みとともに、持続可能な経営基盤の確立を目指し、大井競馬利用者数の更なる獲得と定着に取り組みしていきます。

## 大井競馬事業計画

### ①開催規模

98日（増減無し）

開催日数は、前年度から増減無しの間98日開催、夜間開催（トゥインクルレース）は81日（前年度比5日増）、昼間開催は14日（前年度比5日減）、年末開催は3日（増減無し）を計画しています。

また、総利用人員は、2447万人、うち大井競馬場入場者数は49万人を見込んでいます。

### ②売得金額

約197.5億円（約1.76%増）

勝馬投票券の総売得金額は、197.5億1836万円、一日平均

売得金額は、20億1549万円を見込んでいます。

## 大井競馬の事業運営方針

日々変わり続ける社会に適応し、23区への安定的な財政貢献を果たすため、「お客様視点で考える大井競馬」「大井競馬ブランドの発信と定着」「魅力ある質の高い競走の提供」「公正確保の徹底」「リスクをふまえた経営基盤強化」「ギャンブル等依存症対応」「大井競馬のさらなる発展に向けて」を基本方針とし、各種事業を行います。

## 重要振興策の実施

①トゥインクルレース40周年記念事業の実施

令和8年度は、昭和61年（1986年）7月31日に、日本初のナイト競馬である「トゥインクルレース」を開始してから40周年を迎える節目の年にあたります。そこで、トゥインクルレース40周年を記念し、これまでのお客様に感謝の意を示すための、さらには、これからのお客様獲得のための記念事業を実施し、本場来場者の増加と、大井競馬利用者の新規獲得・定着に取り組みます。

②5大競走の着実な実施と利用者の獲得

令和6年度に創設された3歳ダート三冠競走、ダート競馬のチャンピオン決定戦である帝王賞及び東京大賞典競走を「5大競走」と位置づけ、能力の高い競走

馬の出走を促し、出走頭数の充実を図るため、羽田盃及びジャパンダートクラシックの賞金を増額します。また、5大競走は全国の競馬ファンの注目を集めるレースであり、利用者を全国規模で獲得する絶好の機会であることから、5大競走の魅力と価値を最大限高めることに重点を置いたプロモーションを展開します。

③大井競馬場来場者向けイベントの充実と観戦環境の整備  
休日やお盆など、地域住民・ファミリー層の来場が多く見込まれる開催日には、お子様向けのイベントや、納涼イベントを実施することで、親しみのある競馬場づくりに取り組みます。また、LーWINGスタンド3階指定席を、ゆとりあるシングルシートに改修

令和8年度発売所別売得金額内訳 (単位：千円)

区分	夜間開催		昼間開催		年末開催		令和8年度合計			対前年度比 (総額)
	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	金額	
大井本場	81日	84,461	14日	39,036	3日	299,818	98日	84,564	8,287,324	101.17%
オフト後楽園	81日	26,167	14日	21,108	3日	89,517	98日	27,384	2,683,633	100.49%
オフト汐留	81日	5,717	14日	5,253	3日	21,344	98日	6,129	600,687	100.70%
オフト京王閣	81日	3,711	14日	3,652	3日	11,841	98日	3,951	387,257	98.23%
オフトひたちなか	81日	3,536	14日	3,223	3日	14,002	98日	3,811	373,553	99.44%
オフト大郷	81日	2,986	14日	2,498	3日	12,390	98日	3,204	314,076	99.34%
新潟地区	70日	1,139	0日	-	3日	2,596	73日	1,199	87,551	21.82%
オフト伊勢崎	81日	2,012	14日	1,915	3日	7,942	98日	2,179	213,637	104.99%
オフト南相馬	81日	541	14日	521	3日	1,166	98日	557	54,630	皆増
オフト館林	81日	3,390	14日	3,292	3日	7,000	98日	3,487	341,750	皆増
山形地区	81日	6,096	14日	7,031	3日	13,660	98日	6,461	633,208	98.23%
浦和	47日	12,105	9日	9,653	3日	36,403	59日	12,966	765,039	102.58%
船橋	81日	13,573	14日	10,659	3日	51,551	98日	14,319	1,403,317	100.99%
川崎	81日	15,663	14日	15,396	3日	67,422	98日	17,209	1,686,561	100.82%
広域	81日	79,305	14日	63,198	3日	247,882	98日	82,165	8,052,204	100.33%
S P A T 4	81日	1,132,905	14日	845,355	3日	2,605,665	98日	1,136,911	111,417,323	102.09%
楽天	81日	288,864	14日	201,531	3日	645,617	98日	287,309	28,156,300	98.56%
JRAネット投票	43日	580,022	8日	358,483	1日	4,251,475	52日	616,544	32,060,315	104.20%
合計	81日	1,984,854	14日	1,434,727	3日	5,552,978	98日	2,015,493	197,518,365	101.76%

するほか、競馬場内におけるスマートフォン等の通信環境の改善を図り、お客様がより快適に競馬をお楽しみいただけるよう観戦環境の整備を行います。

### 令和8年度予算概要

令和8年度特別区競馬組合一般会計予算は、収益的収入2154億3940万2千円、収益的支出2079億1451万1千円、資本的収入3千円、資本的支出1億1765万1千円となっています。令和8年度の主な事業と経費は以下のとおりです。

#### ★競馬番組（賞典費）

約155億8903万円

年間1156競走を実施します。開催の特性に合わせて効果的に競馬番組を編成し、優勝劣敗の原則に基づいた賞金体系により、質が高く魅力ある競走を提供していきます。

#### ★広報活動

約26億6812万円

令和8年度は、「トゥインクルレース」40周年という節目を迎えるにあたり、ファンの皆様への感謝を込めるとともに、最高峰の舞台へとつながる競馬のドラマや、大井競馬に参加する楽しさを、より多くの方々に共感いただけるよう広報活動を展開します。これにより、5大競走のブランド価値をさらに高め、利用の定着を一層確実なものとする年と位置付けます。

（広報スローガン2026）  
星空のダートに刻んだ40年。ともに駆けよう、夜の奇跡へ。

#### ★インターネット投票の利用促進

約130億4397万円

大井競馬の売上の柱であるインターネット投票について、会員のさらなる新規獲得及び定着を図るため、各発売システムを活用し、それぞれの特徴に応じた振興策を展開します。

#### ★競馬場の安全確保及び競馬の施行に係る公正確保等の徹底

約8億75万円

お客様が安心して競馬を楽しめる環境を提供するために場内の秩序維持に努め、競馬の施行に際しては公正競馬の根幹を揺るがす重大な不祥事を未然に防止するため、警備体制の強化や騎手調整ルームにおける公正確保対策等に厳しい姿勢で取り組みます。

#### ★ギャンブル等依存症対応

約3億4921万円

お客様が安心して大井競馬に参加していただく環境を提供するため、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき計画された基本計画を踏まえ、お客様への注意喚起及び普及啓発に努め、希望される方に対して、競馬場及び場外発売所での入場制限、インターネット投票の利用停止や購入上限額の設定等、きめ細やかな対応に取り組みます。

#### ★競走馬の能力向上等への取組み

約3760万円

ダートグレード競走において中

央競馬所属馬と互角に戦える大井競馬所属馬の輩出を目指し、競走馬の能力を高め、質の高い競走を実施するためにトレッドミルや、練習用発馬機等の調教設備の維持管理を徹底します。また、競走馬の熱中症予防の観点から、装鞍所や下見所等における大型空調機器の設置による暑熱対策、及び下見所周回時間短縮の取組みについて引き続き実施します。

#### ★23区との連携・協力の推進

約2300万円

大井競馬が23区の主催であり、区民にとって身近な存在であることを伝えるため、各区の地名等に

ちなんだオリジナル名称の競走を実施し、併せて各区の制作したPR動画をMXテレビやインターネット中継等で放映します。大井競馬の事業運営が23区財政へ寄与している収益事業であることの理解を得られるよう、各区の広報媒体への広告出稿や各区イベントの協賛レースなどを実施します。

日々変わり続ける社会に適応し、23区へ安定的な財政貢献を果たし、大井競馬の安定的かつ持続可能な発展に向けて各施策に着実に取り組んでいきます。

（特別区競馬組合競馬事務局）

### 令和8年度特別区競馬組合一般会計予算

（単位：千円）

#### 1 収益的収入及び支出

款	項	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業収益	214,763,921	211,341,882	3,422,039	101.6%
	1 競馬開催収益	204,915,211	201,502,750	3,412,461	101.7%
	2 場外業務収益	9,809,615	9,772,228	37,387	100.4%
	3 その他営業収益	39,095	66,904	△27,809	58.4%
2	営業外収益	675,478	661,814	13,664	102.1%
3	特別利益	3	3	0	100.0%
	収入計	215,439,402	212,003,699	3,435,703	101.6%

#### 支出

款	項	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業費用	206,007,492	202,662,306	3,345,186	101.7%
	1 競馬開催費用	198,343,516	194,993,556	3,349,960	101.7%
	2 場間場外費用	6,943,231	6,872,730	70,501	101.0%
	3 一般管理費	326,743	337,409	△10,666	96.8%
	4 償却費	394,002	458,611	△64,609	85.9%
2	営業外費用	888,902	889,211	△309	99.9%
3	特別損失	18,117	34,406	△16,289	52.7%
4	予備費	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
	支出計	207,914,511	204,585,923	3,328,588	101.6%

#### 2 資本的収入及び支出

款	項	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的収入	3	3	0	100.0%
	収入計	3	3	0	100.0%

#### 支出

款	項	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的支出	117,651	248,076	△130,425	47.4%
	支出計	117,651	248,076	△130,425	47.4%

# 東京二十三区清掃一部事務組合 令和8年度予算概要

令和8年度の東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算は、2月26日に開催された令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会で議決されました。

平成初頭に建設された多くの清掃工場の施設整備費については、労務単価や物価上昇に伴い大幅に増大しており、当組合は大変厳しい財政状況にあります。

こうした状況に対応するため、より効果的かつ透明性の高い事業運営を図ることを目的として、組織を横断した抜本的な検討を進めています。また、「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」を持続的なものとするため、事業を徹底して見直すことや、清掃工場の整備手法・管理運営のあり方について抜本的な対策に取り組むなど、健全な財政基盤を構築することが求められています。

これらのことを踏まえて令和8年度予算を編成した結果、予算総額は120億3千万円で、前年度当初予算と比較して1億5千万円、15%の増となりました（図1のとおり）。

## ◆ 歳入 ◆

歳入予算では、「特別区分担金」が560億円で、前年度に対して40億円、7.7%の増としました。「廃棄物処理手数料」は、ごみ量推計を踏まえ、前年度に対して

2億7159万4千円、1.8%の減としました。

「国庫支出金」は、清掃工場の建替工事や中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備等に対する循環型社会形成推進交付金などで、前年度に対して29億3523万8千円、35.9%の増を見込みました。

「諸収入」は、エネルギー売払収入において売電量の減少を見込み、前年度に対して5億1793万円、4.6%の減としました。

「組合債」は、建替工事及び中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備等の進捗に伴い、前年度に対して94億1800万円、101%の増としました。

## ◆ 歳出 ◆

歳出予算においては、清掃工場等の維持管理及び運営に要する経費である「清掃費」は、物価や労務単価の上昇が続く中、事業の必要性及び緊急性等を精査した上で、持続可能な「安全で安定的な中間処理」に必要な経費を計上したことにより、前年度に対して32億2098万4千円、5.8%の減としました。

清掃工場の建設等に要する経費である「施設整備費」は、前年度に対して187億80万円、69.3%の増としました。これは、北清掃工場建替工事及び新江東清掃工場延命化工事で大幅な増となったことによるものです。

図1 令和8年度 東京二十三区清掃一部事務組合 一般会計歳入歳出予算 (単位：千円)

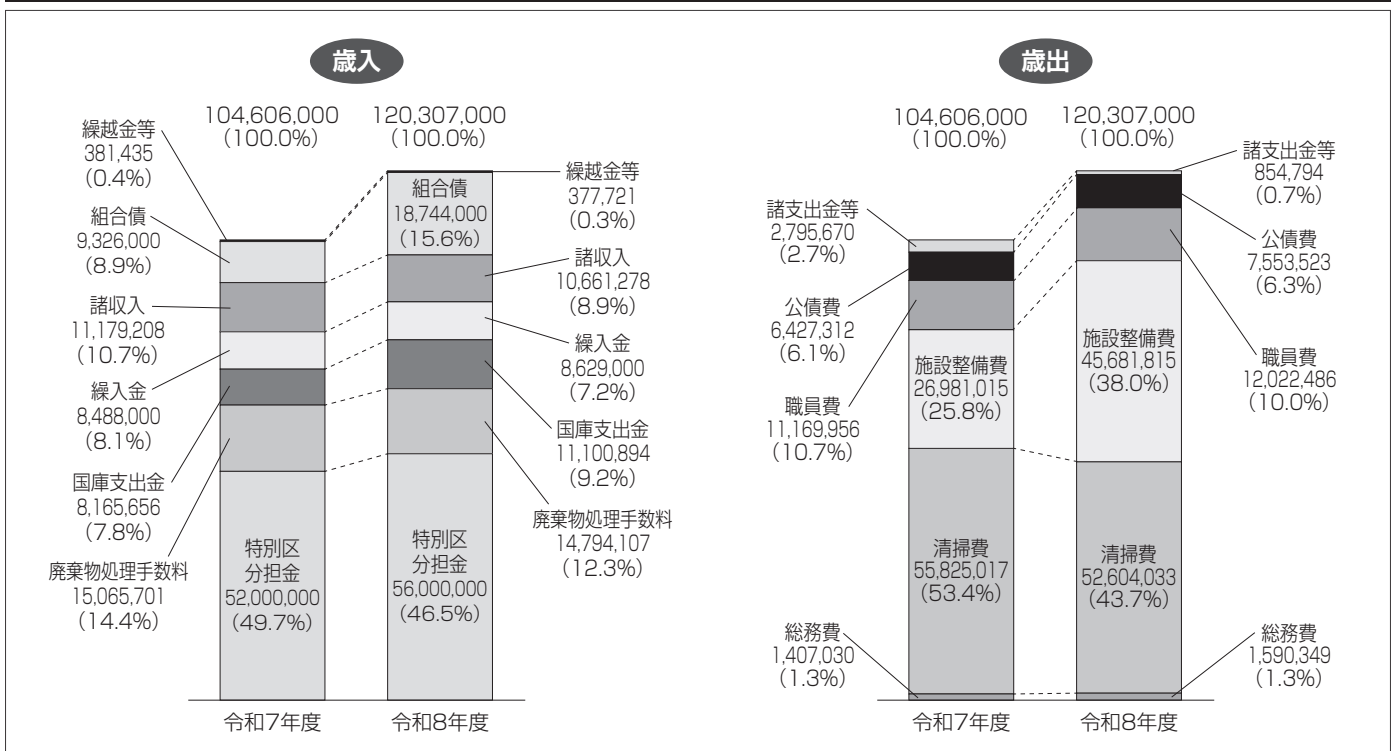


表1 令和8年度 施設整備費の概要 (単位：千円)

区分	整備内容	事業費
清掃工場の建設	清掃工場の建替工事等に伴う経費 ○渋谷清掃工場（未取得用地の取得） ○江戸川清掃工場（建替工事等） ○北清掃工場（建替工事等） ○世田谷清掃工場（建替工事等） ○板橋清掃工場（計画策定調査委託等）	28,735,282
清掃工場のリニューアル	清掃工場のリニューアル工事に伴う経費 ○墨田清掃工場（環境影響評価書作成委託等）	150,116
清掃工場の延命化	清掃工場の延命化工事に伴う経費 ○新江東清掃工場（プラント設備更新工事等） ○渋谷清掃工場（プラント設備更新工事等）	8,770,770
中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備	中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備に伴う経費 ○中防不燃・粗大ごみ処理施設（整備工事等）	8,021,444

なお、「施設整備費の概要」は表1のとおりです。組合債の償還等に要する経費である「公債費」は、新たな元金償還が始まることなどにより、前年度に対して11億2621万1千円、17・5%の増としました。

当組合のホームページでは、「予算書及び予算説明書」をはじめ、「予算編成の基本方針や主な特色項目を載せた「予算概要」等を紹介しています。  
(東京二十三区清掃一部事務組合 財政課)

東京二十三区清掃一部事務組合に関する情報は「ごみれぽ23」で!!

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、清掃事業への理解を深めていただくためのパンフレット「ごみれぽ23」を例年12月に発行しています。（※令和7年度は「追録版」を発行）  
「ごみれぽ23」は、清掃一組が行うごみの中間処理に関する説明が中心となっていますが、ごみの収集・運搬や資源回収、3R、埋立処分場の状況など、23区で行われている清掃事業全体についても記載しています。また、子ども向けの「ごみれぽ23 kids」も作成しています。

清掃一組本庁舎、各清掃工場、中防処理施設管理事務所で配布しているほか、各区清掃主管課または清掃事務所や、東京都環境局廃棄物埋立管理事務所でも配布しています。また、清掃一組ホームページでPDFデータを閲覧できます。

この冊子が、循環型社会の形成をめざす清掃一組の事業や取組、そして、23区で行われている清掃事業の現状をご理解いただける手助けになればと思います。ぜひ一度、ご覧ください。

(東京二十三区清掃一部事務組合 総務課)

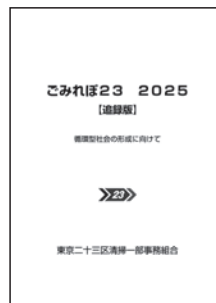


キヤット兄さん

ホームページにも掲載しているニャ!



今年度は追録版を発行したのでごみれぽ23 2025と合わせて活用して欲しいニャ!



ごみれぽ23 2025【追録版】



ごみれぽ23 2025



## 馬の蹄

「蹄なくして馬なし」という言葉をご存じでしょうか？馬において、いかに蹄が大切かということを表した言葉です。今回は、馬の蹄についてお話しします。

馬は、人間でいう親指・人差し指・薬指・小指が退化しており、常に中指一本で体重を支えています。これは、肢を長くすることでストライドを延長し、肢の先を軽くすることでピッチを上げるという、捕食者から逃げる際に少しでも早く走れるように進化してきた結果と考えられています。一方で、それぞれの肢にかかる負荷は大きく、体重500kgの馬の場合、トップスピードで走っている時の前肢には最大で1000kg重もの垂直荷重がかかります。そして、肢の一番先端で負荷を受け止めているのが蹄です。蹄は皮膚の一部が角化したもので、骨ではありません。指先の骨は蹄の内部にあり、結合組織によって蹄壁に吊り下げられるようにして固定されています。つまり、蹄が受けた負荷は結合組織を介して骨格に伝わる仕組みになっており、足裏の骨で直接的に骨格に負重している人間とは、体の支え方が大きく違うのです。

また、蹄は全体が同じように硬いわけではありません。蹄踵（ていしょう）と呼ばれる後ろ側の部分は比較的柔らかく、負重した時に押し潰されて広がり、肢を上げた時に元に戻るという蹄機（ていき）作用を持っています。これによって、着地の衝撃を和らげることに加え、末梢部分の血流を促進するポンプのような働きが可能になっています。蹄が「第二の心臓」とも言われるゆえんです。重度の骨折などで通常どおりの歩行ができなくなると、蹄の血液循環が滞ることなどが原因となって、蹄壁と骨を繋ぐ結合組織が炎症を起こして剥がれてしまう蹄葉炎という病気になり、生命に関わる事態に繋がることもあるのです。



このように、馬が生きていくうえで蹄は非常に重要なものです。健康な蹄を維持するためには、日頃の手入れに加えて適切な装削蹄が欠かせません。季節や年齢によっても異なりますが、蹄は一ヶ月に8mmほど伸びていきます。競走馬のように運動量が多い場合は伸びる以上に削れてしまうため、蹄の保護を目的として装着しているのが蹄鉄です。古い蹄鉄を取り外し、伸びた蹄を切って形を整え、新しい蹄鉄を装着することを改装といい、競走馬では2~3週間ごとに実施する必要があります。これを担うのが装蹄師という専門職の人たちで、蹄の状態や立ち方・歩き方の癖などを考慮しつつ作業する、まさに職人技です。大井競馬場では、主催者の承認を受けた装蹄師が日頃から蹄の管理を行っています。

## 3月23日からはナイター開催！

TCKでは、1月から昼間開催を行っていましたが、3月23日（月）の第19回開催から再びナイター開催が始まります。3月25日（水）には、第49回京浜盃（Jpn II）を実施。これは、3歳ダート三冠競走の第一戦・羽田盃（4月29日実施予定）の前哨戦に位置づけられる競走で、前回の京浜盃優勝馬であるナチュラルライズ号は、その後の羽田盃と東京ダービーを制し、三冠制覇まであと一歩というところまで迫りました。今後のダートグレード戦線の行方を占ううえでも重要なこのレース、今回勝つのはどの馬か、ぜひご注目ください。



第48回京浜盃優勝馬 ナチュラルライズ号

（競馬事務局 広報課）

## 開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
16	1/26~1/30	7,417,684,290円	702,493人	1,483,536,860円	140,499人	10,560円	86.6%	77.4%	112.0%
17	2/16~2/20	8,681,770,950円	911,343人	1,736,354,190円	182,269人	9,530円	100.6%	101.0%	99.7%

